

平成 25 年 11 月 27 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 11 月 27 日（水）開会：午後 1 時 30 分 閉会：午後 4 時 00 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
田中正剛（蒼土会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

よつや薫

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会予算について

議会予算について協議しました。

前回の委員会（11月11日）で持ち帰り、提出することとなっていた平成26年度の議会予算に関する意見について、各派の意見を聴取しました。協議を行った結果、平成26年度の議会予算を次のとおりとすることで、全委員がこれを了とされました。

・管外視察旅費

常任委員会旅費は、平成25年度と同額の1名当たり13万円とし、引き続き残予算による視察を可能とする。また、職員随行旅費は計上せず、これまでの検証を行う。

特別委員会は、これまでと同様に基礎額（千円）を計上する。

・委員長への報酬加算

平成 25 年度と同様に、常任委員会、特別委員会（予算・決算を除く）及び議会運営委員会の委員長は月額 2 万円、副委員長は月額 5 千円の報酬加算の予算を計上する。

・議会広報に関する経費

「議会だより」の発行等に要する経費として、広報委員会での協議を経て報告された 965 万円を計上する。

・議場の音響設備改修工事

総務局予算により実施する。

また、次の事項は平成 26 年度の予算化は行わないが、今後一定の結論を得るべく協議を行うこととされました。

・本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置

・傍聴時の保育体制

・インターネット中継及び情報端末機器の有効活用について

（ 2 ）議員定数について

議員定数について、協議しました。

議員定数の課題について、課題の論点を聴取しました。今後具体的な議論を進めるにあたり、抽象的な議論とならないよう、課題を提出した会派は、次回の委員会（12 月 25 日）までに論点を絞った課題を用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

（ 3 ）議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、「議決及び審査」に関する小理念について、第 1 項及び第 2 項は、以下の条文案で仮決定されました。

議会は議決機関としての使命を果たすために諸議案を議決する。また、より深く考察された議決をするために委員会等において審査を行う。

議員は議決及び審査において、入念な準備と真摯な議論をもってこれに臨むように心がけなければならない。

また、第 3 項は原案を支持する会派が多かったため、他の案を支持する会派は、原案でまとめることができるかどうかについて、再度持ち帰り、次回の委員会で意見を用意することとなりました。

次に、「情報公開」に関する小理念について、協議しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会で原案に対する意見を用意することとされました。また、事務局においても自主公開することとした場合の実務上の課題を精査し、報告することとしました。

次回の委員会で引き続き協議することとしました。

（ 4 ）議会役職について

議会役職について協議しました。

まず、正副議長の新しい職務として、各委員会の管理等について、これまでに意見として挙げられた項目を「評価」、「管理」、「委員会への出席」の 3 項目にまとめ、各委員から意見を聴取しました。各委員はこれを持ち帰り、次回の委員会までに各派の賛否等の意見を用意することとなりました。

また、正副議長の役割分担について、各派の意見を確認し、検討事項として式典等の出席、危機管理上の配慮についてそれぞれ説明しました。危機管理上の配慮に関して、事務局は正副議長がともに西宮を離れて不在となる機会がどの程度あるのか、またどのような事例があるのかを抽出し、報告することとしました。

次に、正副議長の事実上の任期について、慣例により1年交代としている現状を見直すべきかどうかについて協議しました。協議の結果、複数任期とすべきとする会派はなかったため、折衷案（再任を妨げない）又は現状維持のいずれかの方向性で議論することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとしました。

（５）その他

前回役選の振り返りについて、全会派で合意された事項を確認しました。この合意された事項は、12月中に開催される議会運営委員会に報告するとともに、次回役選の前にも再度周知することにより、理解の一致を図ることとしました。

以 上